

青森県報

第二百十号

令和二年
九月十八日
(金曜日)

目次

規 則

- 青森県営住宅規則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……一
- 青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………(同) ……二

告 示

- 生活保護法による指定介護機関の休止の届出……………(健康福祉課) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の再開の届出……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出……………(同) ……四
- 右 同……………(同) ……四
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の再開の届出……………(同) ……四
- 右 同……………(同) ……四
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指
定の辞退……………(保健衛生課) ……五

- 略痰吸引等業務の登録……………(高年齢福祉課) ……五
- 特定行為業務の登録……………(同) ……五
- 家畜人工授精講習会の開催……………(畜産課) ……六
- 都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値の指定の一部改正……………(建築住宅課) ……六

選挙管理委員会

- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………(事務局) ……六

監査委員

- 監査結果に対する措置の公表……………(事務局) ……七

正 誤

- 平成二十八年四月二十五日号外第四十七号、令和元年五月十日号外第六号及び令和二年五月十五日号外第五十八号海区漁業調整委員会……………(海区漁業調整委員会事務局) ……七

規 則

青森県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年九月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十四号

青森県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県営住宅規則（昭和三十七年二月青森県規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一小柳団地の項中「三百十七戸」を「二百二十九戸」に、「広場」を「集会所、広場」に改める。

別表第二中

小柳団地	駐車区画A	二千三百円
	駐車区画B	二千三百円
	駐車区画C	二千六百円

を

小柳団地	二千六百円
------	-------

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年九月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十五号

青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第十七号中「第五十二条第一項第七号」を「第五十二条第一項第八号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第七百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年九月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	株式会社フレデイ吉祥会	住所	弘前市大字百石町四七の一	訪問看護	居宅介護事業の種類	名 称	フレデイ訪問看護ステーション	住所	弘前市大字徒町一六の一第八狩五野弘前ビル二〇	休 止 日 止	平成二五・〇・二〇
-----	-------------	----	--------------	------	-----------	-----	----------------	----	------------------------	---------	-----------

青森県告示第七百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年九月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	介護予防事業者	住所	主たる事務所の所在地	事業の種類	介護予防事業の種類	名 称	介護予防事業所	住所	所在地	休 止 日 止	年月日
-----	---------	----	------------	-------	-----------	-----	---------	----	-----	---------	-----

株式会社フレ デイ吉祥 会	弘前市大字百石 町四七の一	介護予防 訪問看護	フレデイ訪 問看護ス テーション	弘前市大字徒町 一六の一第八狩 野弘前ビル二〇 五	平成 二元・〇・二〇
---------------------	------------------	--------------	------------------------	------------------------------------	---------------

青森県告示第七百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から再開した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年九月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者	名 称	居宅介護事業所	再 開 年月日
株式会社フレ デイ吉祥会	弘前市大字百 石町四七の一	訪問看護	フレデイ訪問 看護ステーション	令和 二・六・一
主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の種類	名 称	所 在 地	
弘前市大字百石町四七の一	訪問看護	フレデイ訪問看護ステーション	弘前市大字百石町四七の一	

青森県告示第七百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から再開した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年九月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	介護予防事業者	名 称	介護予防事業所	再 開 年月日
主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	名 称	所 在 地	
弘前市大字百石町四七の一	介護予防訪問看護	フレデイ訪問看護ステーション	弘前市大字百石町四七の一	

株式会社フレ デイ吉祥会	弘前市大字百石 町四七の一	介護予防 訪問看護	フレデイ訪 問看護ス テーション	弘前市大字百 石町四七の一	令和 二・六・一
-----------------	------------------	--------------	------------------------	------------------	-------------

青森県告示第七百八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和二年九月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者	名 称	居宅介護事業所	指 定 年月日
株式会社佐藤 器機	弘前市大字安 原三丁目八の一	居宅介護 事業の種類	アルカディア 中央薬局	令和 二・六・一
主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の種類	名 称	所 在 地	
弘前市大字安原三丁目八の一	居宅療養管理指導	アルカディア中央薬局	弘前市大字扇 町一丁目一の 三	

青森県告示第七百九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和二年九月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社佐藤 器機	名 称	介 護 予 防 事 業 者	
	主たる事務所の所在地	介 護 予 防 事 業 の 種 類	介 護 予 防 事 業 所
一 弘前市大字安原三丁目八の八	名 称	指 定 年 月 日	
二 介護予防施設管理指導	所 在 地		
三 中央薬局アルカディア	名 称		
四 弘前市大字扇一丁目一の三	所 在 地		
五 令和二年九月十八日			

青森県告示第七百十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年九月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社フレディ吉祥会	名 称	居 宅 介 護 事 業 者	
	主たる事務所の所在地	居 宅 介 護 事 業 の 種 類	居 宅 介 護 事 業 所
一 弘前市大字百石町四七の一	名 称	休 止 年 月 日	
二 訪問看護	所 在 地		
三 フレディ訪問看護ステーション	名 称		
四 弘前市大字徒町一六の一第八野弘前ビル二〇	所 在 地		
五 平成二年九月十八日			

青森県告示第七百一十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から再開した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年九月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社フレディ吉祥会	名 称	介 護 予 防 事 業 者	
	主たる事務所の所在地	介 護 予 防 事 業 の 種 類	介 護 予 防 事 業 所
一 弘前市大字百石町四七の一	名 称	休 止 年 月 日	
二 訪問看護	所 在 地		
三 フレディ訪問看護ステーション	名 称		
四 弘前市大字徒町一六の一第八野弘前ビル二〇	所 在 地		
五 平成二年九月十八日			

青森県告示第七百一十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から再開した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年九月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居 宅 介 護 事 業 者	
	主たる事務所の所在地	
名 称	居 宅 介 護 事 業 所	
所 在 地		
再 開 年 月 日		

株式会社フレ デイ吉祥会	弘前市大字百 石町四七の一	訪問看護	フレデイ訪問 看護ステーション	弘前市大字百 石町四七の一	令和 二・六・一
-----------------	------------------	------	--------------------	------------------	-------------

青森県告示第七百十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の規定により、次の指定介護機関から再開した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年九月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社フレ デイ吉祥会	弘前市大字百 石町四七の一	介護予防 訪問看護	名 称	介護予防事業所	令和 二・六・一
			主たる事務所の所在地	再 開 年月日	
フレデイ訪問 看護ステーション	弘前市大字百 石町四七の一				

青森県告示第七百十四号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第四百二十一号）第二十条第一項の規定により、次の指定医がその指定を辞退したので、同令第二十一条第三号の規定により公表する。

令和二年九月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

区指定医の 氏 名	三 浦 孝 雄	主として指定難病の診断 を行う医療機関	担 当 療 科 名	リウマチ科	指定辞退 年月日
名 称	医療法人整 友会弘前記 念病院	弘前市大字境関 字西田五九の一	診療科名		令和 二・七・三〇

青森県告示第七百十五号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和二年九月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

登録 番号	〇三〇〇 二二六	登録 年月日	令和 二・九・九	氏名又は 名称	合同会社 オウル	住 所	八 戸 市 江 三 陽 一 丁 目 三 一 六	事 業 所 名 称	ヘルパー ステーション ふるう	業務開始 年月日	令和 二・九・九	備 考	訪問介護
----------	-------------	-----------	-------------	------------	-------------	-----	-------------------------------	--------------	-----------------------	-------------	-------------	-----	------

青森県告示第七百十六号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和二年九月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

登録 番号	年月日	氏名又は 名称	住 所	事 業 所 名 称	所在地	業務開始 年月日	備 考
----------	-----	------------	-----	--------------	-----	-------------	-----

〇三〇二 三九六	令和 二・九・九	合同会社 オウル	八戸市江 陽一丁目 三の六	ヘルパー ステーション ふくろう	八戸市江 陽一丁目 三の六	令和 二・九・九	訪問介護
-------------	-------------	-------------	---------------------	------------------------	---------------------	-------------	------

青森県告示第七百七十七号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催するので、青森県家畜人工授精講習会等開催要綱（昭和五十六年十二月青森県告示第五十七号）第二条第二項の規定により告示する。

令和二年九月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 開催期間
令和二年十一月四日から同月二十日まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- 二 開催場所
青森県営農大校（上北郡七戸町）
- 三 講習人員
六人。ただし、青森県営農大校在学学生又は卒業生に限る。
- 四 対象家畜
牛
- 五 受講申請手続
受講希望者は、受講願書に係る書類を添えて令和二年十月十四日までに所管の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所長に提出すること。
- 六 その他
 - 1 受講願書の用紙は、青森県農林水産部畜産課及び各地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所で交付する。
 - 2 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課又は所管の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所に問い合わせること。

青森県告示第七百七十八号

平成十六年二月二十三日青森県告示第百十号（都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値の指定）の一部を次のように改正する。

令和二年九月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

「第五十二条第一項第七号」を「第五十二条第一項第八号」に改める。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十一号

令和二年九月一日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第六項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和二年九月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

- 一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数
二一、八六三人
- 二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数
二二、六四〇人
- 三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

東津軽郡選挙区	六、五五〇	人
西津軽郡選挙区	五、二七五	人
南津軽郡選挙区	六、四七四	人
北津軽郡選挙区	七、五五四	人
上北郡選挙区	二七、四一六	人
三戸郡選挙区	一九、二〇二	人
青森市選挙区	八〇、二〇九	人
弘前市選挙区	四九、〇二〇	人
八戸市選挙区	六四、三〇七	人
黒石市選挙区	九、五〇〇	人
五所川原市選挙区	一八、八二〇	人
十和田市選挙区	一七、三二一	人
三沢市選挙区	一一、一六三	人
むつ市選挙区	二〇、六二五	人
つがる市選挙区	九、二六一	人
平川市選挙区	一一、六七九	人

監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表

令和2年7月22日付け青森県報第186号で公表した監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、青森県知事から措置を講

海区漁業調整委員会事務局

じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和2年9月18日

青森県監査委員 須藤光昭
 青森県監査委員 川嶋由紀子
 青森県監査委員 寺田達也
 青森県監査委員 花田栄介

監査箇所名	監査結果	措置の内容
エネルギー開発振興課	青森県量子科学セクターに係る指導監督が適切に行われていない。	議決状況・認識・指導・統制・管理体制・月例進捗管理計画の進捗状況を把握し、必要に応じて統制体制を強化し、指導・統制・管理体制の整備を図る。また、各種業務の進捗状況を把握し、必要に応じて統制体制を強化し、指導・統制・管理体制の整備を図る。

正 誤

発行年月日	区 分	番 号	ペー ジ	段	行	誤	正
平成元・四・二五 号外第四七号	東部海区漁 業調整委員 会公示	第一号	一	上	後ろ 四か	一 技師	五 技師
	西部海区漁 業調整委員 会公示	第二号					

令和元・五二〇 号外第六号		令和二・五二五 号外第五八号	
東部海区漁業調整委員 会公示		東部海区漁業調整委員 会公示	
第一号		第一号	
一		一	
下	上	下	上
一一	ら後ろ 三か	ら後ろ 四か	
一 主任専門員		一 総括主幹専門員	
五 主任専門員		二 総括主幹専門員	

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一
番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円